

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

令和8年2月18日

支出負担行為担当官

留萌開発建設部長 柿沼 孝治

1 業務概要

(1) 業務名及び業務概要

留萌開発建設部管内 全国道の駅シンポジウム運営補助業務

(2) 業務内容

本業務は、「道の駅」第3ステージとして定義される「地方創生・観光を加速する拠点」となる「道の駅」実現のため、全国各地の「道の駅」における観光や防災など「まちぐるみ」の戦略的な取組を加速する契機として、「全国『道の駅』シンポジウム」を開催することから、その円滑な運営の補助及び資料作成を実施するものである。

(3) 履行期限 令和8年12月18日

(4) 電子調達システム（G E P S）の利用

本件は、企画提案書の提出、特定通知等の手続き等を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難しい場合は、紙方式参加願（別記様式1）を提出するものとする。

2 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」で北海道地域の競争参加資格を有する者であること（ただし、地方自治体を除く。）。

また、競争参加資格のない者は、企画提案書提出時までに競争参加資格の決定を受けていること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

また、更生手続開始の決定を受けた者又は再生手続開始の決定を受けた者は、次に掲げる書類を提出していること。

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写し）

イ 決定等に伴い、定款、役員等に変更があった場合は、競争参加資格審査申請書変更届

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(6) 電子調達システムから説明書等を直接ダウンロードした者であること、又は支出負担行為担当官から説明書等の交付を受けた者であること。

(7) 技術者等に関する要件

ア) 管理技術者

過去 10 年間に同種又は類似業務における 1 件以上の実績を有する者であること（平成 28 年度以降、令和 7 年度完了予定の業務も対象とする。）。

なお、同種又は類似業務とは次に示すとおりである。

※同種業務：国、地方公共団体が主催する公共事業に関する式典、イベントの企画立案を行い、運営まで実施した業務

※類似業務：国、地方公共団体が主催する公共事業に関する式典、イベントの企画立案を行った業務

イ) 担当技術者

過去 10 年間に同種又は類似業務における 1 件以上の実績を有する者が 1 名以上いること（平成 28 年度以降、令和 7 年度完了予定の業務も対象とする。）。

なお、同種又は類似業務とは次に示すとおりである。

※同種業務：国、地方公共団体が主催する公共事業に関する式典、イベントの企画立案を行い、運営まで実施した業務

※類似業務：国、地方公共団体が主催する公共事業に関する式典、イベントの企画立案を行った業務

(8) 業務実績に関する要件

企画提案書を提出するものは、下記に示される「同種又は類似業務」について、平成 28 年度以降に完了した業務（令和 7 年度完了予定の業務も対象とする）の実績を有すること。

※同種業務：国、地方公共団体が主催する公共事業に関する式典、イベントの企画立案を行い、運営まで実施した業務

※類似業務：国、地方公共団体が主催する公共事業に関する式典、イベントの企画立案を行った業務

3 手続等

(1) 担当部局

077-8501 北海道留萌市寿町1丁目68番地

北海道開発局留萌開発建設部 契約課長補佐（需品）

電話 0164-42-5831(内線 244) 電子メール:hkd-rm-jyuhin@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

ア 交付期間

令和8年2月18日（水）から令和8年3月11日（水）まで

ただし、3月11日（水）は13時00分まで

イ 交付方法

電子調達システムにより交付する。ダウンロード方法は、ホームページを参照すること。

（説明書等に対する質問があった場合の回答についても同様にダウンロード機能により交付するので、ダウンロードの際に「更新通知メールの配信を希望する」に必ずチェックを入れること。）

また、電子調達システム未導入であっても、インターネット環境があれば交付を受けることが可能である。ただし、やむを得ない事由により電子調達システムによる交付を受けることが困難な場合は上記(1)に問い合わせること。

(3) 電子調達システムのURL

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

※システムの都合上「企画競争」については、電子調達システムの「公募型プロポーザル機能」において掲載している。

(4) 企画提案書の提出期限及び方法

ア 提出期限

令和8年3月11日（水） 13時00分

イ 提出方法

電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合及び紙方式参加願（別記様式1）を提出した場合には、原則として上記(1)に記載のアドレスあてに電子メールにより提出すること。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリングは実施しない。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出並びにヒアリングに要する費用は、提案者側の負担とす

る。

- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 企画提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。